



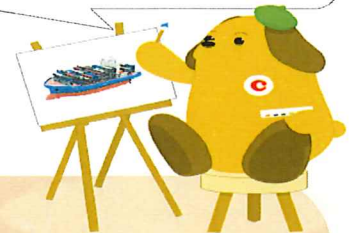
保税制度を利用される皆さまへ

手続きに関する利便性向上等を図るため、見直しを行いました！

税関行政や保税制度を取り巻く環境が大きく変化する中、保税制度について、水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上や利活用促進に向けて順次検討を進めてきているところであり、今般、一定の結論を得たものについて、「関税法基本通達等の一部改正について（令和7年6月30日財関第656号）」により、必要な見直しを実施しました。いずれも、令和7年7月1日施行となります。



保税ポータルもみてほしいワン！



見直しを行った事項

■ 保税蔵置場等で行うことができる「簡単な加工」の明確化

保税蔵置場等では、税関長の許可を受けて簡単な加工を行うことができますが、今般、閲覧に供される美術品等に対して簡単な加工（美術品等の性質・数量に変更を伴わないもの）を行えるよう明確化しました。 ※保税展示場でも同様の作業ができます。

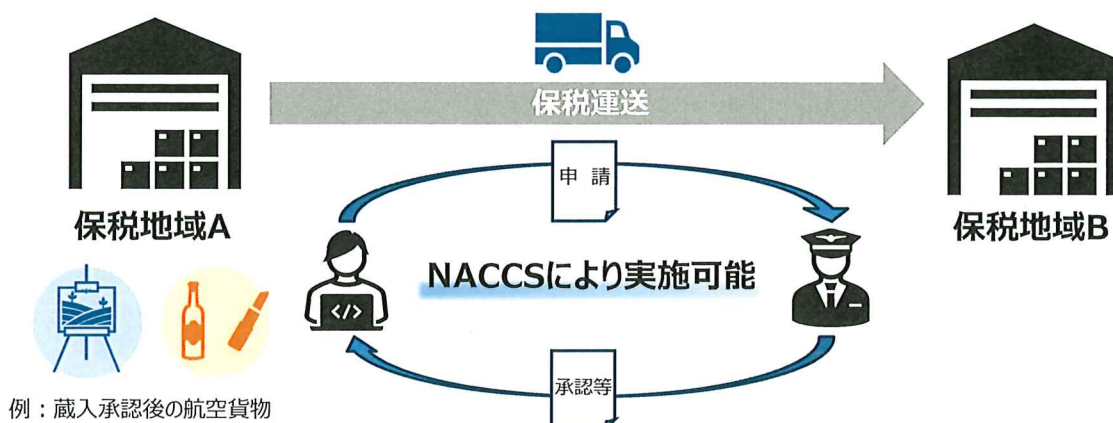
■ 届出が不要となる保税蔵置場等の工事の明確化

保税蔵置場等で工事を実施する場合において、現状の変更が軽微なものであり、かつ、面積に変更がないときは、税関への届出が不要とされているところです。昨年6月の通達改正で届出が不要な工事をいくつか例示しましたが、今般、この例示に、衝立、間仕切り及び装飾品等の設置等を追加し、届出が不要となる工事の更なる明確化を図りました。

（注）衝立や間仕切りで外国貨物とそれ以外を完全に区別している場合等、その設置・撤去等が貨物の管理・保管や保全措置の内容に変更を生じるものである場合は、届出が必要となります。

■ 貨物情報がない貨物に係る保税運送の手続きを汎用申請の対象に追加

貨物情報がない貨物に係る保税運送の手続きをNACCSの「汎用申請」業務（業務コード：HYS）で行えるようにしました。



※詳細については、税関HPに掲載の関税法基本通達等を確認して下さい。



保税地域における工事の際の手続きについて ～保税蔵置場等の被許可者の皆様へ～

保税蔵置場等（保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域）における貨物管理等に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への届出**が必要です。

このたび、関税法基本通達等を改正（2025年7月1日に施行）し、**税関への届出が不要となる工事を明確化**しました。

届出が**必要**な工事の例

① 外国貨物等の管理、保管に関する設備を変更する工事

（具体例）

- ・ タンクの設置、移設、撤去工事
- ・ ラックや什器の設置、移設、撤去工事
- ・ 保冷設備や定温設備の設置、移設、撤去工事
- ・ 荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上記の工事が付随的に発生する耐震工事や補強工事、配管工事等

② 外国貨物等の保全のための措置の内容を変更する工事

（具体例）

- ・ 保税蔵置場等のフェンス、障壁、照明装置の設置、移設、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の出入口、窓、その他侵入が可能な部分に対する施錠その他の措置（監視カメラ、その他の機械警備を含む。）の実施、変更に係る工事、撤去工事
- ・ 保税蔵置場等の門扉、シャッターの更新工事

③ 保税蔵置場等の面積に変更を生じる工事

届出が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に届出することができます。



例示以外の工事で、届出の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

届出が**不要**な工事の例

① 塗装、ライン引き、屋根・壁面等の補修

（具体例）

- ・ 壁面の塗装、摩耗したラインの引き直し
- ・ 雨漏りが発生した屋根及び^{ひさし}庇の補修

② 設備の維持管理のための保守点検

（具体例）

- ・ 保税蔵置場等に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

③ 機器の交換

（具体例）

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業

④ その他現状の変更が軽微な工事

（具体例）

- ・ 衝立、間仕切り及び装飾品等の設置、移設、撤去
※外国貨物とそれ以外を完全に区別している場合等、その設置・撤去等が貨物の管理・保管や保全措置の内容に変更を生じるものである場合は、届出が必要となります。



保税地域における工事の際の手続きについて ～指定保税地域の関係者の皆様へ～

指定保税地域の機能に影響を及ぼす工事を行う際は、**税関への協議等**（承認申請、報告を含む。）が必要です。

このたび、関税法基本通達等を改正（2024年7月1日に施行）し、**税関への協議等が不要となる工事を明確化**しました。

協議等が**必要**な工事の例

（具体例）

- ・ 岸壁の新設、改良（耐震補強工事を含む。）、撤去工事
- ・ 埠頭の埋め立て、土壌掘削工事、地盤改良工事（調査工事を含む。）、
- ・ ガントリークレーンその他荷役機械の設置、移設、撤去工事
- ・ 上屋、タンク、フェンス、ゲート、照明装置の設置、移設、撤去工事

協議等が必要な工事も、災害復旧等のため緊急を要する場合は、税関に事前に連絡の上、工事に着手後に協議等することができるようになりました。



例示以外の工事で、協議等の判断に迷う場合には最寄りの税関窓口（保税担当）までお問い合わせください。

協議等が**不要**な工事の例

① 塗装、ライン引き、道路や岸壁等の補修

（具体例）

- ・ 防舷材の補修・補強工事
- ・ 摩耗したラインの引き直し
- ・ 岸壁、道路の補修工事（アスファルト等の更新工事を含む。）

② 上屋や倉庫におけるの屋根・壁面等の補修

（具体例）

- ・ 雨漏りが発生した屋根及び^{ひさし}庇を補修する工事
- ・ 壁面の塗装

③ 設備の維持管理のための保守点検

（具体例）

- ・ 指定保税地域内に設置された設備（エレベーターや配電盤、消防設備等）の定期点検

④ 機器の交換

（具体例）

- ・ 蛍光灯、電球等の消耗品の交換
- ・ 故障した設備の部品交換作業